

## ★神奈川県最低賃金 1,112円(時間額)

### 【ハローワーク横浜 庁舎移転のお知らせ】

ハローワーク横浜事業所部門は令和5年10月30日、学卒第一部門及び雇用援助部門とともに横浜STビル4階に移転いたしました。

「横浜公共職業安定所分庁舎」：横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル4階  
TEL:045-274-2907(ダイヤルイン) FAX:045-274-2914

※ハローワーク横浜の代表電話、事業所部門の部門コードの変更はありません

代表電話:045-663-8609(部門コード:31#)

※ハローワーク横浜ホームページもご覧ください。(右下の2次元コードから確認できます)

### ★人材育成に助成金を活用してみませんか～人材開発支援助成金のご案内

人材開発支援助成金は、事業主等が社員の方々のスキルアップ(研修や職業訓練等)に取り組む場合に、かかった経費の一部(最大75%)を助成します。また、訓練期間中の賃金の一部も助成するなど手厚い制度です。お勧めは、期間限定の「人への投資促進コース」と「事業展開等リスクリング支援コース」です。

・「人への投資促進コース」は、社員の方々が「資格取得する費用」「自発的に受講した訓練費用」等が助成の対象です。

・「事業展開等リスクリング支援コース」は、新規事業の立ち上げに伴う社員育成(訓練)の経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

※ご不明な点は、神奈川労働局助成金センター(045-277-8801)まで

※右の2次元コードでも内容がご覧いただけます。



### ★特定求職者雇用開発助成金の提出書類に関する変更を行います

「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象者が有期雇用契約の労働者の場合、対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」であることが必要です。令和5年10月1日以降に採用した労働者については、雇用契約書に「自動更新」である旨が明記されていることが必要となります。

(変更前)例外的に疎明書の提出により実態が有期雇用(自動更新)と判断できる場合、助成対象として限定的に認める



(変更後)雇用契約書に有期雇用(自動更新)である旨の明記がされている場合のみ助成対象とする(雇用契約書に記載されている内容により判断する)

[対象となるコース]「特定就職困難者コース」「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」「生活保護受給者等雇用開発コース」「成長分野等人材確保・育成コース」

※ご不明な点は、神奈川労働局助成金センター(045-650-2868)まで

※右の2次元コードでも内容がご覧いただけます。



### ★求人広告掲載時のトラブルにご注意ください！！

インターネット上で公開されているハローワークの求人を見た事業者から、電話で「無料で求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといったケースが発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する場合には、必ず事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等をよく確認した上で契約を行ってください。

ハローワーク横浜 HP

